

広島県告示第三百一号

河川法施行令（昭和四十年政令第十四号）第十六条の四第一項第二号の規定に基づき、河川区域内の土地に捨て、又は放置してはならないものを次のとおり指定し、平成二十六年四月十一日から施行する。

平成二十六年四月一日

広島県知事 湯 崎 英 彦

水系名	河川名	河川区域内の土地に捨て、又は放置してはならないもの
一級河川太田川水系指定区間	京橋川	船舶
一級河川太田川水系指定区間	猿猴川	船舶
一級河川太田川水系指定区間	御幸川	船舶
二級河川瀬野川水系	瀬野川	船舶
二級河川岡ノ下川水系	岡ノ下川	船舶
二級河川矢野川水系	矢野川	船舶